



平成 27 年 2 月 17 日

各 位

株 式 会 社 ニ チ リ ン
代表取締役社長 清 水 良 雄
コード番号 5 1 8 4 東証第 2 部
問合せ先 上席執行役員 森川良一
TEL (079) 252-4151

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 17 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 3 月 26 日開催予定の第 131 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役および監査役が、その期待された役割を十分に発揮できるよう、また、社外取締役、社外監査役に適切な人材の招聘を容易にするため、平成 27 年度に施行される「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)に基づく取締役の責任免除ならびに取締役および監査役の責任限定契約に係る規定を新設するものです。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行日までは現会社法に基づく変更とするため、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、第 29 条および附則第 1 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (2) 当社は、執行役員制度を導入しておりますが、業務執行を行う執行役員と重要事項の決定と業務執行の監督を行う取締役の役割を定款上も明確化するため、執行役員に関する規定の新設ならびにその他関連する規定につき、文言の修正・削除、条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 13 条 (条文省略)	第 1 条～第 13 条 (現行のとおり)
(招集権者および議長)	(株主総会の議長)
第 14 条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>	第 14 条 株主総会は、取締役社長が議長となる。
2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、 <u>他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>	2. 取締役社長に <u>差し支えがあるときまたは欠員の時は、取締役会であらかじめ定めた順序により、代行者が株主総会の議長となる。</u>
第 15 条～第 17 条 (条文省略)	第 15 条～第 17 条 (現行のとおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役、 <u>取締役会</u> および執行役員
第 18 条～第 20 条 (条文省略)	第 18 条～第 20 条 (現行のとおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各 1 名を選定する。</u></p>
<p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 22 条 (現行のとおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 取締役会の招集は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、</u>取締役会であらかじめ定めた順序により、<u>他の取締役</u>が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 取締役会の招集は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長に差し支えがあるときまたは欠員の時は、</u>取締役会であらかじめ定めた順序により、<u>代行者</u>が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第 24 条～第 28 条 (条文省略)</p>	<p>第 24 条～第 28 条 (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第 29 条</p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>) <u>第 29 条</u> 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、</u><u>任務を怠ったことによる</u><u>取締役 (取締役であった者を含む。)</u><u>の損害賠償責任を、</u><u>法令の限度において、</u><u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、</u><u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u><u>との間に、</u><u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、</u><u>法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>第 30 条</p>	<p>(<u>執行役員</u>) <u>第 30 条</u> 取締役会の決議により、<u>執行役員を定め、</u><u>業務を執行させる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、</u><u>執行役員の中から</u><u>社長執行役員およびその他の役付執行役員を選定する。</u></p>
<p>第 29 条～第 38 条 (条文省略)</p>	<p>第 31 条～第 40 条 (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第 41 条</p>	<p>(<u>監査役との責任限定契約</u>) <u>第 41 条</u> 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、</u><u>監査役との間に、</u><u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、</u><u>法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 39 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>第 42 条～第 48 条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>附則 <u>(取締役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条</u> 第29条第2項は、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行日をもって効力を発生するものとし、効力発生までは次のとおりとする。</p> <p>第29条 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
(新設)	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第2条</u> 第41条は、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行日をもって効力を発生するものとし、効力発生までは次のとおりとする。</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
(新設)	<p><u>第3条</u> 本附則第1条、第2条および本条の規定は「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行日をもって削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年3月26日(木)

定款変更の効力発生日 平成27年3月26日(木)

以上